

令和5年度設楽町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は多くが山林という地域であり、鳥獣被害が多くみられる。山林付近の水田では鳥獣害による緩衝地としての自己保全管理も多くある。高齢化も進み、担い手の不足など農地の維持が問題としてあげられる。農地集積を行うとともに担い手への支援、鳥獣害に強い作物への作物転換などを行う必要がある。

地域の作物としては、水稻が多くを占めている。他にも道の駅や直売所などに並ぶ地元野菜等が振興作物として地域の農家を支えている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

地域農業者の高齢化が進み、農地維持の問題が顕在化している。農業者へ作業負担の少ない高収益作物への転換、地域内に新規に開業する道の駅への出荷等を通じた付加価値の向上を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

担い手への農地集積をすすめ、水田の有効利用を目指す。高齢により水稻作付が困難な農業者へは、より省力的な管理が可能な振興作物等への転換を奨励する。

畠作物を作付し続けている水田の状況を点検し、今後も水稻に活用される見込みのない水田については、畠地化支援を活用して畠地化に取り組んでいく。

畠地化の取組方針は、当該水田における畠作付の現況利用形態に応じ、以下のとおりとする。

- (1) 露地・パイプハウス：水田に戻すことがあり得るため水田として継続。
- (2) 鉄骨ハウス等構築物：畠地としての継続利用が見込まれるため畠地化。
- (3) 果樹園：畠地化。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底により米の主産地としての地位を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ需要に応じた米の生産を行う。

(2) 備蓄米

該当なし

(3) 非主食用米

ア 飼料用米 該当なし

イ 米粉用米 該当なし

ウ 新市場開拓用米 該当なし

エ WCS用稻 該当なし

オ 加工用米

当該地域の加工用米は、地元酒造メーカーへの販売を中心に生産を行っていく。令和5年度は約28.9haの生産を予定する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

該当なし

(5) そば、なたね

該当なし

(6) 地力増進作物

該当なし

(7) 高収益作物

高齢化が顕著な山間地域であり、大幅な面積増加は望めないが、水田のフル活用を図り、地域の活性化に繋げていくため、別紙「設楽町 取組品目」に掲げる野菜、花き、果樹、その他高収益作物（えごま）を地域振興作物と定め、高収益作物への作付転換と振興を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	223		223		223
備蓄米					
飼料用米					
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稻					
加工用米	25		25		25
麦					
大豆					
飼料作物					
・子実用とうもろこし					
そば					
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	26.1		26.1		26.1
・野菜	23.4		23.4		23.4
・花き・花木	1.5		1.5		1.5
・果樹	0.8		0.8		0.8
・その他の高収益作物	0.4		0.4		0.4
その他					
・○○					
畠地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1	高収益作物 (野菜(トマト及びミニトマト)) (基幹作)	エコファーマー及びみどりの食料システム法の認定制度により認定された者による高収益作物(野菜)の取組に対する助成	取組面積	(2022年度) 2.25ha	(2023年度) 2.3ha
2	高収益作物 (野菜、花き、果樹、その他) (基幹作)	高収益作物に対する助成	取組面積 (野菜) (花き) (果樹) (その他) (計)	(2022年度) 10.69ha 0.88ha 0.08ha 0.21ha 11.86ha	(2023年度) 13.5ha 1.0ha 0.3ha 0.35ha 15.15ha
3	加工用米 (基幹作)	加工用米(地域流通、チヨニシキ)に対する助成	作付面積	(2022年度) 23.7ha	(2023年度) 24.6ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

協議会名：設楽町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	エコファーマー及びみどりの食料システム法の認定制度により認定された者による高収益作物(野菜)の取組に対する助成	1	4,000	野菜(トマト・ミニトマト、基幹作)	1. エコファーマー及びみどりの食料システム法の認定制度により愛知県知事が認定した者 2. 収穫した作物を販売していること。
2	高収益作物に対する助成	1	12,000	野菜・花き・果樹・その他(別紙のとおり、基幹作)	1. 交付対象水田に高収益な地域振興作物(「野菜」「果樹」「花き」「その他高収益作物」)作付すること。 2. 収穫した作物を販売していること。
3	加工用米(地域流通、チヨニシキ)に対する助成	1	2,300	加工用米(水稻チヨニシキ、基幹作)	1. 加工用米取組の認定を受けること。 2. 地元酒造メーカーが製造する地元産米の使用をうたった清酒の原料として販売すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

飼料作物(※1)の種類

青刈りとうもろこし
青刈りソルガム
テオシント
スーダングラス
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)
青刈り大豆
子実用えん麦
青刈り稻
WCS用稻
わら専用稻
青刈りひえ
しこくびえ
オーチャードグラス
チモシー
イタリアンライグラス
ペレニアルライグラス
ハイブリットライグラス
スムーズブルムグラス
トールフェスク
メドーフェスク
フェストロリウム
ケンタッキーブルーグラス
リードカナリーグラス
バヒアグラス
ギニアグラス
カラードギニアグラス
アルファルファ
オオクサキビ
アカクローバ
シロクローバ
アルサイククローバ
ガレガ
ローズグラス
パラグラス
パンゴラグラス
ネピアグラス
セタリア
飼料用かぶ
飼料用ビート
飼料用しば